

全国児童厚生員研究協議会規約

(名称)

第1条 本会は「全国児童厚生員研究協議会」(略称「全児研」)という。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、一般財団法人児童健全育成推進財団内(東京都渋谷区)におく。

(目的)

第3条 本会は、全国の児童厚生員および放課後児童支援員等児童健全育成関係者(以下「児童厚生員等」という)の研究協議と情報交換によるネットワークによって、関係職員の資質向上と専門性の確立を目指し、もって児童健全育成の向上に資することを目的とする。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動をおこなう。

- (1) 児童厚生員等のネットワークの促進
- (2) 児童健全育成活動に関する研究協議と社会啓発
- (3) 児童厚生員等の専門性の確立に資する研修
- (4) その他、本会の目的に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、児童厚生員等の有志で構成する。

- (1) 正会員 児童館・放課後児童クラブ職員
 - (2) 賛助会員 その他この会を支援する関係者等
2. 会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

(入会)

第6条 本会に入会するものは、会費を納入した上で入会手続きを取らなければならない。

2. 会員期限は次回全国大会開催年度とする。

(退会)

第7条 会員が退会するときは、書面等でその旨を届け出なければならない。

2. 会員が本会の名誉を著しく汚した場合、理事会はその会員に対して退会を命ずることができる。

(役員)

第8条 役員は、次の通りとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事 15名以内
- (4) 監事 2名以内

2. 役員は、総会において選任する。
3. 監事は、他の役員を兼ねることはできない。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(相談役)

第10条 本会には相談役をおくことができる。

2. 相談役は、理事会の推薦・承認を得て、会長がこれを委嘱する。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、会長または会長が指名した者が議長となる。

(理事会)

第12条 理事会は、会長、副会長、理事をもって構成する。

必要に応じて会長が招集し、会長または会長が指名した者が議長となる。

(定足数)

第13条 理事会は、構成員の2分の1以上の出席（書面による委任状含む）をもって成立する。

(議決)

第14条 理事会は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(会費)

第15条 本会の会費は一口を1,000円として、会員はこれを納入しなければならない。

2. 理事会が必要と認めた場合は、使途を明らかにして別途徴収することができる。

3. 会費は活動目的等に使用され、会計年度ごとに監査報告を行う。

(会計)

第16条 本会の経費は、会費および寄付金・補助金・協賛金等によるものとし、理事会の承認を受けた者が会計を管理する。

2. 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌3月末日までとする。

(規約変更)

第18条 この規約の変更には、理事会の承認を得なければならない。

(解散)

第19条 本会が解散する場合は、役員4分の3以上の同意を得なければならない。

2. 解散後の残余財産は、理事会の議決を経て、同目的の団体に贈与するものとする。

附 則 この規約は、平成14年2月10日から施行する。

平成16年5月8日から施行する。(改正)

平成17年7月17日から施行する。(改正)

平成19年11月3日から施行する。(改正)

平成21年10月17日から施行する。(改正)

平成22年6月7日から施行する。(改正)

平成24年10月28日から施行する。(改正)

平成27年10月5日から施行する。(改正)

令和2年9月7日から施行する。(改正)

令和4年4月30日から施行する。(改正)